平成２３年（フ）第５９１号
川崎市幸区河原町１番地　河原町団地６―520
債務者　竹田　昌江
1　決定年月日時　平成23年10月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月28日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月29日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２３年（フ）第６１１号
川崎市川崎区桜本１丁目２番７号　大原荘205
債務者　星　　秀雄
1　決定年月日時　平成23年10月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月28日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月29日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２３年（フ）第６１６号
川崎市幸区小向町１番15号　コーポ幸103
債務者　木村　定子
1　決定年月日時　平成23年10月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月28日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月29日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２３年（フ）第６１７号
川崎市川崎区中島１丁目２番15号　グランデュール和田102
債務者　大屋　朋之
1　決定年月日時　平成23年10月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月28日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月29日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２３年（フ）第６３５号
川崎市多摩区菅６丁目14番２―708号
債務者　ネギ富士子（旧姓親川）
1　決定年月日時　平成23年10月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月28日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月29日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２３年（フ）第４６５号
愛知県高浜市神明町８丁目３番地５　ピアハイム202号、従前の住所愛知県安城市百石町１丁目18番地８
債務者　小林　一実
1　決定年月日時　平成23年10月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月28日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月14日午後１時30分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

破産手続終結

平成２２年（フ）第２８号
仙台市泉区八乙女中央１丁目３番26号
破産者　株式会社ビッグシティ
1　決定年月日　平成23年10月４日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第１５７２号
宮城県塩竈市新富町２番14号
破産者　有限会社キャピタルコーポレーション
1　決定年月日　平成23年10月４日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第１７６１号
最後の住所仙台市宮城野区福住町８番地の６チェリーハイム205
破産者　亡渡邊康治相続財産
1　決定年月日　平成23年10月４日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第２６２号
仙台市泉区上谷刈字向原10番地31
破産者　有限会社ユース
1　決定年月日　平成23年10月４日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成１９年（フ）第３５４号
茨城県下妻市下妻丁211番地２
破産者　株式会社堀越建設
1　決定年月日　平成23年10月４日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
水戸地方裁判所下妻支部

平成２０年（フ）第２４５号
茨城県下妻市下妻丁210番地の１
破産者　株式会社下妻不動産
1　決定年月日　平成23年10月４日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
水戸地方裁判所下妻支部

平成２１年（フ）第１３８３号
神戸市西区伊川谷町有瀬1489番地の４
破産者　株式会社日本道路安全
1　決定年月日　平成23年10月４日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１５６１号
最後の住所神戸市東灘区青木２丁目３番21―905号
破産者　被相続人岩谷尋仁相続財産
1　決定年月日　平成23年10月４日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２７号
島根県雲南市加茂町猪尾373番地66
破産者　森加眞理子
1　決定年月日　平成23年10月４日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
松江地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第２０５号
広島市西区庚午中２丁目16番１　三井ビル庚午105、商業登記簿上の本店所在地広島市西区田方１丁目21番１―807号
破産者　有限会社峰建装
1　決定年月日　平成23年10月４日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１７８号
沖縄県うるま市字赤道1058番地19
破産者　株式会社當和開発
1　決定年月日　平成23年10月４日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
那覇地方裁判所沖縄支部